

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一 九の十二（略）</p> <p>十 次亜塩素酸カルシウム</p> <p>十一 二十四（略）</p> <p>二十四の二 ニツケル化合物（次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）</p> <p>二十五 二十八の二（略）</p> <p>二十八の三 砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）</p> <p>二十九 四十（略）</p> <p>（健康診断を行うべき有害な業務）</p> <p>第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場において</p>	<p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一 九の十二（略）</p> <p>十 三酸化砒素</p> <p>十一 次亜塩素酸カルシウム</p> <p>十二 二十四（略）</p> <p>二十五 二十八の二（略）</p> <p>二十九 四十（略）</p> <p>（健康診断を行うべき有害な業務）</p> <p>第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場において</p>

これらの物を取り扱う業務を除く。)、第十六条第一項各号に掲げる物(同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。)を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四〇六 (略)

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務(第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。)又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

一 (略)

一の一 ビス(クロロメチル)エーテル

二〇四 (略)

一五・一六 (略)

一七 ニツケル化合物(次に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)

一八・一九 (略)

一九の二 砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)

二〇・二二 (略)

二三 第一号から第七号までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又は第八号に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあつて

これらの物を取り扱う業務を除く。)、石綿等を取り扱う業務又は第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務

四〇六 (略)

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、又は取り扱う業務(第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第十二号若しくは第十七号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十七号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。)とする。

一 (略)

一の一 石綿

一の三 ビス(クロロメチル)エーテル

二〇四 (略)

一五 三酸化砒素

一六・一七 (略)

一八・一九 (略)

二〇・二二 (略)

二三 第一号若しくは第一号の三から第七号までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、第一号の二に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有し、又は第八号

は、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。)

三 二十四 (略)

(健康管理手帳を交付する業務)

第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 十 (略)

十一 石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

十二 (略)

別表第三 特定化学物質 (第六条、第九条の三、第十七条、第二十一条、第二十二条関係)

一 (略)

二 第二類物質

1 14 (略)

15 削除

16 23 (略)

23 の 2 ニツケル化合物 (24 に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)

24 27 (略)

27 の 2 砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)

28 37 (略)

三 (略)

に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物 (合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。)

三 二十四 (略)

(健康管理手帳を交付する業務)

第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 十 (略)

十一 石綿等を製造し、又は取り扱う業務

十二 (略)

別表第三 特定化学物質 (第六条、第九条の三、第十七条、第二十一条、第二十二条関係)

一 (略)

二 第二類物質

1 14 (略)

15 三酸化砒素

16 23 (略)

24 27 (略)

28 37 (略)

三 (略)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第三条 次に掲げる物（既存石綿含有製品等に該当するものを除く。次条第二項において「適用除外製品等」という。）については、当分の間、法第五十五条の規定は、適用しない。</p> <p>一 石綿ジョイントシートガスケットチングから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下この条において同じ。）を含有するガスケットであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設（以下「既存化学工業施設」という。）の設備（配管を含む。以下同じ。）の接合部分（二百度以上の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの</p> <p>ロ （略）</p> <p>二 石綿を含有するうず巻形ガスケットであって、既存化学工業施設の設備の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であって、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの</p>	<p>附 則</p> <p>第三条 次に掲げる物（既存石綿含有製品等に該当するものを除く。次条第二項において「適用除外製品等」という。）については、当分の間、法第五十五条の規定は、適用しない。</p> <p>一 石綿ジョイントシートガスケットチングから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下この条において同じ。）を含有するガスケットであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設（以下「既存化学工業施設」という。）の設備（配管を含む。以下同じ。）の接合部分（<u>百度</u>以上の温度の流体である物又は<u>ゲージ圧力三メガパスカル以上の流体である物を取り扱う部分に限る。</u>）に使用されるもの</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ この政令の施行の際現に存する本邦にある鉄鋼業の用に供する施設（以下「<u>既存鉄鋼業施設</u>」という。）の設備の接合部分（<u>四百五十度</u>以上の温度の硫酸ガスを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの</p> <p>ニ <u>潜水艦</u>（本邦において製造されるものに限る。）に使用されるもの</p> <p>二 石綿を含有するうず巻形ガスケットであって、既存化学工業施設の設備の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であって、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの</p> <p>イ <u>水素イオン濃度指数が二・〇以下又は十一・五以上の状態</u></p>

- イ 亜硝酸及びその塩
- ロ 硝酸及びその塩
- ハ 硫酸及びその塩

三 石綿を含有するグラウンドパッキンであつて、既存化学工業施設の設備の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

- イ 亜硝酸及びその塩
- ロ 硝酸及びその塩
- ハ 硫酸及びその塩

である物

- ロ 金属ナトリウム
- ハ 黄りん
- ニ 赤りん
- ホ 亜硝酸及びその塩
- ヘ クロム酸及びその塩
- ト 硝酸及びその塩
- チ 硫酸及びその塩
- リ 塩化水素ガス
- ヌ 塩素ガス
- ル 弗化水素ガス
- ヲ 弗素ガス
- ワ 沃素ガス

三 石綿を含有するメタルジャケット形ガスケットであつて、既存鉄鋼業施設の設備の接合部分（熱風炉から高炉に送り込まれる千度以上の温度の熱風を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

四 石綿を含有するグラウンドパッキンであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 既存化学工業施設の設備の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

- (1) 亜硝酸及びその塩
- (2) クロム酸及びその塩
- (3) 硝酸及びその塩
- (4) 硫酸及びその塩

四・五
(略)

五・六
(略)

ロ 潜水艦（本邦において製造されるものに限る。）に使用さ
れるもの

○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる労働安全衛生法施行令（附則第八条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（健康診断を行うべき有害な業務） 第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号5に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）、<u>第六条第二十三号イ若しくはロに掲げる物の製造若しくは取扱いに伴い同号イに掲げる物の粉じんを発散する場所における業務又は第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務</u></p> <p>四〃六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（健康診断を行うべき有害な業務） 第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号5に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）、<u>第六条第二十三号イ若しくはロに掲げる物を製造し、若しくは取り扱う業務又は第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務</u></p> <p>四〃六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>